最低賃金の大幅引き上げを求める声明

今年度の最低賃金の審議がいよいよ大詰めを迎えようとしている。

現在の神奈川県の最低賃金は時間給７８９円であり、この金額でフルタイム（１日８時間、月２２日間）働いたとしても、月額賃金は１３万８８６４円、年収１６６万６３６８円にしかならない。先進諸外国と比較しても、わが国の最低賃金は最も低い水準に位置し、相対的貧困率（可処分所得が中央値の５０パーセント未満である人の割合）も高位に位置する。現役世代の中で相対的貧困ラインを下回ってしまう労働者の数の多さ、いわゆる働いているにもかかわらず貧困に陥ってしまう「ワーキングプア」の多さが、我が国の際だった特徴である。最低賃金の引き上げは喫緊の課題である。

さらに、改正最低賃金法では、最低賃金は「生活保護に係る政策との整合性」を図らねばならないとされている（９条３項)。しかし、いまの最低賃金額は生活保護との逆転現象を未だ解消しておらず、平成２０年７月の改正法施行から２年間、法違反の最低賃金となっている。厚生労働省の試算によると、神奈川県の生活保護基準額を時給換算した平成２０年度データに基づく乖離額は、「４７円」であり、これは全国一の乖離額である。

しかも、この試算は、月１７３．８時間労働で計算しているところ、標準的な働き方では、年間８ヶ月がこの労働時間を下回っている。また、賃金からは、税金や社会保険料等の控除もある。それらを考えると、時間給１０００円を上回る時間給でないと実質的に生活保護基準と均衡しないというべきである。

本来求められる最低賃金とは、憲法２５条に基づいた「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものであるべきであり、貧困と格差を是正し、誰もが人間らしく生き、生活と尊厳をまもるためにも、最低賃金の大幅な引き上げが急務である。

人間らしい生活と労働の保障を要求し、貧困問題を社会的・政治的に解決することにより、誰もが生き生きと暮らせる社会を実現することを目的としてこれまで活動してきた当ネットワークは、生活保護水準を大幅に超える最低賃金の引き上げを強く求め、当面時間給１０００円を目安とし、近い将来にはそれをも大きく上回る金額を目指すべきであると強く訴えるものである。

２０１０年（平成２２年）８月５日

反貧困ネットワーク神奈川

共同代表　　武井　共夫（弁護士）

同　　渡部　芳雄（司法書士）

同　　三浦　慶範（労働者）

事務局長　　沢井　功雄（弁護士）